

第百五十六回国会

参議院文教科学委員会會議録第十三号

平成十五年五月二十日(火曜日)

午後零時十一分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

泉 信也君

補欠選任

扇 千景君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大野つや子君

仲道 俊哉君

橋本 聖子君

佐藤 泰介君

山本 香苗君

林 紀子君

委員

有馬 朗人君

有村 治子君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

江本 孟紀君

神本美恵子君

山根 隆治君

草川 昭三君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

山本 正和君

国務大臣

文部科学大臣

遠山 敦子君

副大臣

文部科学副大臣

河村 建夫君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大野つや子君) たいだいまから文教科学

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、泉信也君が委員を辞任され、その補欠として扇千景君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度については、情報化等に対応してこれまでも逐次整備を進め、その充実を図つてまいりましたが、昨年七月に策定された政府の知的財産戦略大綱や、本年三月に施行された知的財産基本法に示された基本的な方針を具体化するため、その一層の充実が必要となつております。

この法律案は、著作権の分野について知的財産戦略を推進し、著作物の利用形態の多様化等に対応した適切な保護と活用を資するため、映画の著作物の保護期間を延長すること、教育機関等において著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる範囲を拡大すること、著作権が侵害された場合の司法救済制度の充実を図ること等について必要な改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

第一は、映画の著作物の保護期間を、公表後五

十年から公表後七十年に延長することでありま

す。

著作権法上の映画の著作物には、いわゆる劇場用映画だけでなく、我が国の作品が国際的にも高い評価を得ている、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像なども含まれますが、その保護期間は公表後五十年とされております。これに対し、一般の著作物の保護期間は著作者の死後五十年とされており、これには著作者の生存期間が含まれております。このため、映画の著作物の保護期間は、一般の著作物の保護期間と比較すると著作者の生存期間の分だけ実質的に短いという状況にあります。また、他の先進諸国においては、公表後五十年という条約上の義務を越えて、より長い保護期間を法定することが一般化しております。このような状況を踏まえ、内外における我が国の映画の著作物の保護を強化するため、映画の著作物の保護期間を公表後七十年に延長するものであります。

第二は、教育の情報化等に対応して、教育のための著作物の利用を円滑化するため、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる範囲を拡大することでありま

す。

具体的には、授業の過程で使用するために学習者が複製を行う場合、遠隔授業において教材等の公衆送信を行う場合、インターネット等を用いた試験等における問題として公衆送信を行う場合、いわゆる拡大教科書を作成する場合を、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる例外に加えるものであります。

第三は、著作権が侵害された場合の司法救済制度について、これを更に充実するための規定を設けることでありま

す。

著作権の侵害訴訟においては、権利者自らが、侵害行為や損害額を立証することが必要ですが、

著作物等の利用形態の多様化に伴い、その立証が困難な状況が生じております。このような状況を踏まえ、裁判における審理を促進し、侵害行為への迅速で有効な対応を推進するためには、権利者の立証負担をできる限り軽減することが必要となつております。このため、まず、侵害行為についての立証負担を軽減するため、原告が侵害品だと主張するものを被告が否認する場合には、被告自身が自己の行為の具体的態様を明らかにする義務を負わせることとするものであります。次に、損害額についての立証負担を軽減するため、侵害品が販売された数量を、権利者が販売し得たものとして、その数量に正規品の単位当たり利益を乗じて損害額を算定できることとするものであります。

最後に、施行期日等についてであります。

この法律は、平成十六年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「を含む。」の下に「第三十三条の二第一項を加える。」
第三十三条第一項中「をいう。」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(教科用拡大図書等の作成のための複製)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

2 前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書(当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

第三十五条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条中「担任する者」の下に「及び授業を受ける者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合

にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十六条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「著作物」の下に「について」を加え、「複製する」を「複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)」を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十六条第二項中「を行なう」を「又は公衆送信を行う」に改める。

第四十三条第一号中「又は第三十三条から第三十五条まで」を「第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項又は第三十五条」に改める。

第四十七条の三中「を含む。」の下に「第三十三条の二第一項を加え、第三十五条、第三十六条第一項を第三十五条第一項、第三十六条第一項に改め、同条ただし書中「第三十一条第一号、第三十五条」を「第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改める。

第四十八条第一項第一号中「を含む。」の下に「第三十三条の二第一項を加える。」

第四十九条第一項第一号中「第三十五条」を「第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「五十年」を「七十年」に改める。

第五十七条中「又は著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年」を「著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年」に改める。

第七十一条及び第七十四条第一項中「を含む。」

の下に「第三十三条の二第二項を加える。」
第八十六条第一項中「を含む。」の下に「第三十三条の二第一項を加え、第三十五条を第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条」を「第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改める。

第二百二条第四項第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第百十四条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下この項において「著作権者等」という。)が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物(以下この項において「受信複製物」という。)の数量(以下この項において「譲渡等数量」という。)に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物(受信複製物を含む。)の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることが出来る。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第百十四条の四を第百十四条の五とし、第百十四条の三を第百十四条の四とし、第百十四条の二を第百十四条の三とし、第百十四条の次に次の一

条を加える。

(具体的態様の明示義務)

第百十四条の二 著作人、人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作人、著作権者、出版権者、実演家人格権又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したものの又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(映画の著作物の保護期間についての経過措置)
第二条 改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。

第三条 著作権法の施行前に創作された映画の著作物であつて、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法明治三十二年法律第三十九号)による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。